



埼玉県報

第178号
令和3年(2021年)
1月29日
金曜日

目次

規則

- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部（県立学校人事課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- システム運営等業務委託に関する落札者等の公示（情報システム課）
- ファイル暗号化システム賃貸借に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 草加都市計画事業稲荷伊草第二土地地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 三芳町北松原土地地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）

- 坂戸都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 人身安全関連事案管理システムサーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道本田小川線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道大野東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設で使用する電気に関する落札者等の公示（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

雑報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告（住宅課）

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第五項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第二十二条第二項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

三 第十二条第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

第二十二条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第五項中「第二項第三号」を「第二項第五号」に改め、同条第九項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第六号及び第七号」に改め、同条第十項中「第三項第十号及び第十一号」を「第三項第八号及び第九号」に改め、同条第十一項中「第三項第十号」を「第三項第八号」に改める。

附則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三―五四

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第七条の三第五項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第十九条の三第二項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十一条第一項第一号の二に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

三 第十一条第一項第一号の三に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

第十九条の三第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第五項中「第二項第二号」を「第二項第四号」に改め、同条第六項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第六号及び第七号」に改め、同条第七項中「第三項第十号及び第十一号」を「第三項第八号及び第九号」に改め、同条第八項中「第三項第十号」を「第三項第八号」に改める。

附則第七項中「令和二年五月一日から令和二年十月三十一日」を「令和三年五月一日から令和三年十月三十一日」に、「令和二年に」を「令和三年に」に改める。

附 則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
システム運営等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課企画・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エー・アンド・ディ 東京都渋谷区渋谷3丁目6番15号
- 5 落札金額
162,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年10月30日

告 示

埼玉県告示第百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
ファイル暗号化システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課企画・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
91,761,638円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第百八号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた
ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課に
おいて縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人忠恕春日在宅診療所ウエルネス	医療法人忠恕	春日部市内牧三七〇一―一 エミナース春日部一階	令和二年十一月一日
河野整形外科	河野 亮平	蕨市塚越一―六―一四第一 商事ビル二階	令和二年十二月一日
あさか内科クリニック	半田 寛	朝霞市根岸台三―二〇―一	令和二年十二月一日
中村メンタルクリニック	中村 真人	朝霞市浜崎一―三―六ル・ク ール三〇二号	令和二年十二月二十二日
ふじみの救急病院	医療法人社団晃悠会	入間郡三芳町北永井九九七 ―五	令和二年十二月一日
医療法人元気会わかさ在宅クリニック所沢	医療法人元気会	所沢市くすのき台三―七―四	令和三年一月一日
叶澤メディカルクリニック	叶澤 孝一	ふじみ野市福岡二―一―六イ オンタウンふじみ野三F	令和二年十一月一日

草加東口歯科クリニック	医療法人社団真幸会スマイル歯科	シナモン薬局	スギ薬局戸田前店	ハーモニー薬局	上杉薬局富士見店	スギ薬局東みずほ台店	訪問看護ステーション香りん	訪問看護ステーションみらい	さいゆう訪問看護ステーション
医療法人社団草加東口歯科クリニック	医療法人社団真幸会	株式会社メデイカルファーム	株式会社スギ薬局	株式会社Harmony	Assist・Medicall株式会社	株式会社スギ薬局	株式会社風の音	一般社団法人みらいさぽーと	医療法人埼玉友会
草加市高砂二―一―二〇 真壁ビル三階	ふじみ野市福岡二―一―六 イオンタウンふじみ野三階	蕨市中央三―一―二―一八	戸田市下前二―一―二ヨ ークマート下前店一階	所沢市狭山ヶ丘一―二九九 三―五―一〇二	富士見市上南畑二四〇―一	富士見市東みずほ台二―六 ―四	熊谷市妻沼一八六三―一	大里郡寄居町富田三二九七 ―一サンシテイ寄居一〇六 号室	草加市松原一―七―二二
令和二年十二月一日	令和二年十一月十八日	令和三年一月一日	令和三年一月一日	令和三年一月一日	令和二年十二月一日	令和三年一月一日	令和二年十二月一日	令和二年十二月一日	令和二年十二月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
横田 典子		靱山接骨院	熊谷市上中条八五〇―一	令和二年十二月一日
緑川 文敬		ひかり鍼灸整骨院	ふじみ野市上福岡一―一五 ―二	令和三年一月四日
伊藤 直人		訪問リハビリマッ ッサージはな	八潮市伊勢野一七八―ニア ルバⅡ一〇二一	令和二年十二月十日
田中 汐里		訪問鍼灸マッ ッサージ K E i R O	東京都板橋区前野町四―六 W板橋前野町ス 二―九高見ビル二〇二 一	令和二年十一月十二日

告示

埼玉県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人上尾整形外科	所在地	上尾市川二八九―四五	上尾市今泉四―二―一六
クローバー薬局	所在地	上尾市今泉二二―一 九オフィスプラザ吉 沢一〇一号	上尾市今泉四―八―一 八オフィスプラザ吉 沢一〇一号
西上尾薬局	所在地	上尾市老丁目四六一 ―	上尾市老丁目北七―二〇
さくら薬局上尾 上店	名称	たんぼぼ薬局	さくら薬局上尾上店
看護小規模多機能ふくしのまち 上尾	所在地	上尾市老丁目四五― ―	上尾市老丁目北一― ―
訪問看護ふくし のまち上尾	所在地	上尾市老丁目四五― ―	上尾市老丁目北一― ―
本庄訪問看護ス テーション	所在地	本庄市北堀七〇五― ―	本庄市日の出三―七― 二六

二 指定施術機関

清宮 忠		野口 竜也		福島 和人	山口 陵	氏 名
施術所		施術所		施術所	施術所	変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	名 称	名 称	
(施術所の追加)	(施術所の追加)	所沢市山口五二四 一―一―一〇八	つばき整骨院	福島 和人	カナオ治療院 所沢分院	変 更 前
久喜市久喜中央二 ―四―二八コバヤシ 第二ビル一〇二	訪問鍼灸マッサージ KEiROW久喜ス テーション	川越市中原町一― 一〇―四レックス川 越一階	小江戸川越つばさ整 骨院	友の和マッサージ院	所沢カナオ治療院	変 更 後

告示

埼玉県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
春日部在宅診療所ウエルネス	春日部市内牧三七〇一―一エミナース春日部一階	令和二年十月三十一日
河野整形外科	蕨市塚越一―四―八	令和二年十一月三十日
中村メンタルクリニック	朝霞市西原一―二―二―五A	令和二年十一月二十二日
ふじみの救急クリニック	入間郡三芳町北永井九九七―五	令和二年十一月三十日
矢部クリニック	所沢市小手指町一―二九―一七	令和二年十一月三十日
草加東口歯科クリニック	草加市高砂二―一―二〇真壁ビル三階	令和二年十一月三十日
片岡歯科医院	狭山市新狭山二―八―一六	令和二年十一月三十日
医療法人社団真幸会スマイル歯科	ふじみ野市清見一―五―四	令和二年十一月十七日
喜沢南薬局	戸田市喜沢南二―七―一	令和二年十一月三十日

共栄堂薬局行田店	上杉薬局富士見店	ヤマユリ薬局
行田市下忍一〇九六―三	富士見市上南畑二四〇―一	狭山市根岸二―九―一六
十日 令和二年十一月三十日	十日 令和二年十一月三十日	十日 令和二年十一月三十日

告示

埼玉県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
のくぼ太陽歯科医院	蓮田市蓮田一―三	令和二年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
プリオ三郷訪問看護ステーション	三郷市早稲田二―六―六メ ゾンドベール早稲田Ⅰ―三―一	令和二年十一月一日

告示

埼玉県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
しゃくなげ荘	本庄市前原二 ―二―三	医療法人社団 清心会	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和二年九月一 日
明倫堂薬局	所沢市日吉町 九―一―長 沼ビル一F	イントロン株 式会社	介護予防居宅 療養管理指導	令和二年九月一 日

告示

埼玉県告示第百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	訪問看護ステーション 早稲田	エルフ
変更事項	事業所所在地	事業所所在地
変更前	三郷市早稲田 七―一―七	熊谷市村岡五 三二―一
変更後	三郷市田中新 田二七三―一 みさと協立病 院内一F	熊谷市平塚新 田三四七
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問介護

告 示

埼玉県告示第百十六号

令和二年埼玉県告示第千二百二十五号で公示した公共測量は、令和三年一月六日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により八潮市から草加都市計画事業稲荷伊草第二土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百十九号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和三年二月十五日午後一時三十分	有限会社プラウトヨシモト	由本 俊昭	埼玉県川口市本町二丁目八番十四号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

告 示

埼玉県告示第百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

人身安全関連事案管理システムサーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年12月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

59,598,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年10月30日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡小川町大字上横田字風 花一九二三番地先から同郡同 町大字上横田字小萩八四〇番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十三年十一月二十 二日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第三 十五号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延 長二九〇・二〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>本田小川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字高谷字高橋 二五番二地先から同郡同町大 字上横田字坂下一九一八番二 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年一月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年一月二十八日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第一号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長八六五・ 三〇メートル。</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	比企郡ときがわ町大字大野字上ミ一二七三番地先	区 間
五・〇〇〇七・五〇	五・〇〇〇一二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
	六八・一〇	延長 (メートル)
	災害復旧事業による	備考

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか 18 施設で使用する電気
予定契約電力 3,357 キロワット 予定使用電力量 10,557,092 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三
丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 1 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

九電みらいエナジー株式会社 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 4 番 8 号

5 落札金額

157,794,520 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 10 月 30 日

告 示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年二月四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和三年二月定例会提出予定案件について

ロ 令和三年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について

ニ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ホ その他

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、埼玉県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うことになったので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和三年一月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う者の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容

- イ 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）を行うこと。
- ロ 前記イに付随する業務を行うこと。

四 管理を行う期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで